

千葉県総合支援協議会(第八次千葉県障害者計画策定推進本部会)

設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「千葉県総合支援協議会」（以下「総合支援協議会」という。）及び「第八次千葉県障害者計画策定推進本部会」（以下「策定推進本部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 総合支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定により、障害者及び障害児への支援体制の整備を図るための協議の場として設置する。

- 2 策定推進本部会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者総合支援法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第49号）に基づく第八次千葉県障害者計画（案）の策定並びに第七次千葉県障害者計画及び第八次千葉県障害者計画の推進のため、実施状況の確認や成果の評価、推進方針等の検討を行う組織として設置する。
- 3 総合支援協議会と策定推進本部会は、本県の障害者施策の策定及び推進について密接に関連する協議及び検討等を行う組織であることから、同一の構成員により構成し、一体的な運営を行うこととする。
- 4 特別の事情がある場合を除き、総合支援協議会と策定推進本部会（以下これらを合わせて「本部会」という。）は、同時に開催する。

(所掌事務)

第3条 本部会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 第八次千葉県障害者計画（案）の策定に関すること。
- (2) 第七次千葉県障害者計画及び第八次千葉県障害者計画の推進に関すること。
- (3) 市町村の相談支援体制の状況把握、評価及び支援に関すること。
- (4) 発達障害、高次脳機能障害、精神障害、療育システム、就労支援等、広域的及び専門的支援を必要とする相談支援体制の構築に関すること。
- (5) 権利擁護の普及に関すること。
- (6) 相談支援従事者の人材育成に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第4条 本部会は、25名程度の委員をもって構成し、障害者支援団体、学識経験

者や関係行政職員等、障害者施策の策定及び推進に有為な意見を有する者、障害当事者及び関係者で公募に応募した者の中から、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長が選任する。

- 2 委員（前項に規定する委員をいう。以下第8条、第9条及び第11条を除き同じ。）の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、個人として本部会に参加し、個人としての責任において発言等を行うものとする。
- 4 本部会の運営、計画（案）の策定及び計画の推進に係る作業等については、本部会の会議において、委員の合意の下に進めるものとする。
- 5 委員は、個人情報等の職務上知り得た秘密を、委員を退いた後も含め、漏らしてはならない。

（会長及び副会長）

第5条 本部会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は会務を総理し、組織を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

（本部会の招集及び運営）

第6条 本部会は、会長の意向を踏まえ、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、障害者福祉推進課長又は障害福祉事業課長の判断により、会議を招集することができるものとする。
- 3 本部会は、会長が座長となって進行するものとする。
- 4 会長が会議に出席できない場合は、副会長がその役を代理する。
- 5 本部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めることができる。

（本部会の公開）

第7条 本部会は、原則として公開とする。

- 2 本部会の会議資料等は、積極的に公表に努めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、個人情報等、秘密の保持を図る必要がある場合について、必要な範囲で公開又は公表しないことができる。
- 4 本部会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 本部会の下に、別表に掲げる専門部会を置く。

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、本部会の委員を兼ねるものとする。
- 4 専門部会の委員の任期は、第4条第2項に規定する任期とする。

5 前各項に定めるもののほか、専門部会の委員の選任、運営等については、本部会に準ずるものとする。

(経費負担)

第9条 本部会及び専門部会（以下「本部会等」という。）の会議費は、障害者福祉推進課又は障害福祉事業課が負担する。

2 本部会等の委員の報酬は、これを支弁しない。

3 本部会等の委員が会議等に参加するために要する旅費は、障害者福祉推進課又は障害福祉事業課が、これを支弁する。

(事務局)

第10条 本部会等の事務局は、障害者福祉推進課又は障害福祉事業課に置くこととし、所掌は別表に掲げるとおりとする。

(円滑なコミュニケーション確保のための努力)

第11条 本部会等の委員は、会議及びその他の場において、相互に情報交換に努めることとする。

2 本部会等の開催においては、協議のための情報の受発信やコミュニケーションが円滑に行われるよう、手話通訳者、要約筆記者等の配置、点字資料、拡大文字資料の提供等に十分配慮することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部会等の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が別に定める。

2 この総合支援協議会、策定推進本部会及び専門部会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

附則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。

別表 千葉県総合支援協議会（第八次千葉県障害者計画策定推進本部会）・専門部会

本部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
入所・地域生活支援専門部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
精神障害者地域生活支援専門部会	障害者福祉推進課所管
権利擁護専門部会	障害者福祉推進課、障害福祉事業課共管 障害者福祉推進課主管
療育支援専門部会	障害福祉事業課所管
相談支援専門部会	障害福祉事業課所管
就労支援専門部会	障害福祉事業課所管